

## 攻めの農業実践緊急対策事業 業務方法書

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この業務方法書は、長野県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25生産第2968号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25生産第2969号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う攻めの農業実践緊急対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### (業務運営に関する基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第2に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続きに従って、地域農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産大臣依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。）をいう。以下「地域協議会」という。）、生産局長が別に定める再編事業者（以下「再編事業者」という）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、実施要領、交付要綱その他の法令等を遵守するとともに、本業務報告書に定めた手続きに従って、本事業を行う長野県内の地域協議会又は再編事業者に対し、本事業に係る助成金を交付するものとする。

### 第2章 攻めの農業実践緊急対策事業の実施

#### (都道府県実施方針兼基金造成計画書)

第3条 県協議会長は、実施要領第2の6に定めるところにより県実施方針兼基金造成計画書を作成し、関東農政局長の承認を受けるものとする。

#### (都道府県事業計画)

第4条 県協議会長は、実施要領第4の1の（1）のアに定めるところにより県事業計画を作成し、関東農政局長の承認を受けた後、自らが実施要綱第2の1及び2の取組を行う場合にあっては、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に取組の内容を周知するものとする。

#### (地域事業計画)

第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合、実施要領第4の1の(2)のアに定めるところにより地域事業計画を作成し、県協議会長に提出するものとする。

2 県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。

3 県協議会長は、都道府県事業計画について関東農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-1により都道府県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。

4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

#### (集出荷・加工処理合理化プラン)

第6条 再編事業者は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の1の(3)のアに定めるところにより集出荷・加工処理合理化プランを作成し、県協議会長に提出するものとする。

2 県協議会長は、提出された集出荷・加工処理合理化プランの内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、県事業計画に反映するものとする。

3 県協議会長は、都道府県事業計画について関東農政局長の承認を受けた後、別紙様式第1号-2により県事業計画に含まれた集出荷・加工処理合理化プランを承認するものとする。

#### (取組計画書兼取組参加者助成金申請書等)

第7条 地域協議会長又は県協議会長は、実施要領第4の2の(1)及び(2)により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の様式を定め、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。

2 実施要領第2の3で定める助成対象者(以下「取組参加者」という。)は、地域事業計画又は都道府県事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、実施要領第4の2の(1)及び(2)に定めるところにより取組計画書兼取組参加者助成金申請書を作成し、当該取組を定めた地域協議会又は県協議会に提出するものとする。

3 取組参加者は、前項の取組計画書兼取組参加者助成金申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額(消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

4 地域協議会長又は県協議会長は、第2項の取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出を受けるに当たって、取組参加者助成金申請書の提出者に対して、当該助成金の授受

に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。

- ① 地域協議会長又は県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
- ② 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。
- ③ 上記①、②及び実施要綱、実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。
- ④ 個人情報の取扱いに関する事項

5 地域協議会長又は県協議会長は、取組参加者から取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画又は県事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1により通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式2号-2によりその結果を通知するものとする。

また、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の検査・審査に当たっては、地域協議会にあっては市町村、県協議会にあっては県に属する補助事業に精通した者や取組計画の内容に関する専門的知識を有する者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。

6 地域協議会長又は県協議会長は、計画していた額以上の申請があった場合には、地域事業計画又は県事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位の決定や助成率の調整等を行い、取組計画書兼取組参加者助成金申請書の提出者に別紙様式第2号-1によりその結果を通知するものとする。

また、本事業の助成の対象とならなかった場合においては、別紙様式第2号-2によりその結果を通知するものとする。

7 地域協議会長又は県協議会長は、地域協議会又は県協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

#### (生産効率化プラン等の変更)

第8条 実施要領第4の2の(1)のウ及び(2)のウの生産効率化プラン及び高収益プランの重要な変更は、以下に掲げる変更とする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 取組参加者の変更
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 取組の明細の変更・追加・削除

#### (攻めの農業実践緊急対策事業に係る事業の執行)

第9条 県協議会及び地域協議会は、県事業計画又は地域事業計画において自らが取組を

を行うこととしている場合には、関東地方農政局又は県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

(概算払の請求)

第 10 条 地域協議会は、自ら行う取組に限り、県協議会に別紙様式第 3 号により概算払請求を行うことができるものとする。

(取組報告書兼取組参加者助成金請求書)

第 11 条 第 7 条第 5 項又は第 6 項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は承認を受けた取組計画書兼取組参加者助成金申請書について取組参加者と共同で申請した者（以下「共同申請者」という。）は、地域協議会長又は県協議会長が定める提出期限までに、第 7 条第 5 項又は第 6 項により通知された額の範囲内で、取組の実施に必要となった経費の請求について、別紙様式第 4 号により当該承認を受けた協議会に提出するものとする。

(備考)

取組報告書兼助成金請求書に係る提出期限については、地域協議会又は県事業計画における取組内容を勘案し、適宜定めるものとする。その際、複数回に分けても構わない。ただし、最後の期日については、実施状況報告書の作成に必要な期間を勘案して設定する。

- 2 第 7 条第 3 項のただし書により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで助成金の申請をした取組参加者又は共同申請者は、第 1 項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出するに当たって当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金申請額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 7 条第 3 項のただし書の適用を受けた取組参加者又は共同申請者は、第 1 項の取組報告書兼取組参加者助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（取組報告書兼取組参加者助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第 9 号により速やかに地域協議会長又は県協議会長に報告するとともに、地域協議会長又は県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(地域事業計画及び集出荷・加工処理プランに係る協議会等助成金の請求)

第 12 条 地域協議会長は、第 11 条第 1 項に基づき取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出があった場合には、検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施に必要となった経費と合わせて請求額を取りまとめ、また、県協議会の委託により県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加えて、別紙様式第 5 号-1 により県協議会長に請求を行うものとする。

- 2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調

整を行うものとする。

- 3 実施要領第2の2に定める再編事業者は、第6条第3項により承認を受けた集出荷・加工処理合理化プランに定める取組を実施した場合は、別紙様式第5号-2により県協議会長に協議会等助成金の請求を行うものとする。
- 4 再編事業者が県協議会長に協議会等助成金の請求を行うに当たり当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して請求しなければならない。

ただし、請求時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

- 5 前項により協議会等助成金の請求を行った再編事業者が、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（協議会等助成金の請求に当たり前項の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第9号により県協議会長に報告するとともに、県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （攻めの農業実践緊急対策事業に係る助成金の支払）

第13条 県協議会長は、地域協議会長から第10条又は第12条第1項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を地域協議会に交付するとともに、地域協議会長に当該交付額を別紙様式第6号-1により通知するものとする。ただし、地域協議会長から直接支払の依頼があった場合は、県協議会長は、当該助成金の支払を地域協議会長に代わって取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者へ直接支払うことができるものとし、その場合には、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するとともに、地域協議会長に当該交付額の合計を別紙様式第6号-1により通知するものとする。この場合、地域協議会長は第2項の交付及び通知を省略することができるものとする。

- 2 地域協議会長は、県協議会長から第1項の協議会等助成金を交付された場合には、遅滞なく取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 3 県協議会が自ら実施要綱第2の1及び2の取組を行う場合にあっては、県協議会長は第12条第1項に準じて交付額を取りまとめ、第2項に準じて取組報告書兼取組参加者助成金請求書等の提出者に助成金を交付するとともに、取組報告書兼取組参加者助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 4 第3項の場合、県協議会長は、検査、助成金交付等に係る事務を地域協議会長に委託することができるものとする。
- 5 県協議会長は、再編事業者から第12条第3項の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第17条第1項の基金から速やかに協議会等助成金を再編事業者に交付するとともに、再編事業者に当該交付額を別紙様式6号-2により通知するものとする。

(事務費)

第 14 条 関東地方農政局長から承認をうけた県事業計画に係る事務に要する経費及び県協議会の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費を助成の対象とする。

2 助成対象となる事務費の範囲については、実施要領別表 2 のとおりとする。

3 県協議会長は、地域協議会の事務費としての活用可能額を定め、地域協議会へ通知するものとする。

4 県協議会は、県協議会の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を地域協議会が行う場合、当該事務費を県協議会の事務費として、当該地域協議会からの請求に応じて支払うものとする。

(助成金の返納)

第 15 条 本事業に係る取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

2 地域協議会又は県協議会は、取組参加者助成金の交付を受けた取組参加者又は共同申請者が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じができるものとする。この場合には、地域協議会又は県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組参加者又は共同申請者に送付しなければならない。

3 前項により返納を命じられた取組参加者又は共同申請者は、当該助成金を地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

4 第 1 項により返納があった地域協議会は、当該返納の額を速やかに県協議会に返納しなければならない。

5 県協議会は、協議会等助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、返納を命じができるものとする。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長又は再編事業者に送付しなければならない。

6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長又は再編事業者は、前項の期日までに命じられた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長又は再編事業者は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長又は再編事業者は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

7 県協議会長は、地域協議会長又は再編事業者より前項の期日の延長を求める申請があった場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長及び再編事業者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を

当該地域協議会長又は再編事業者に通知するものとする。

8 県協議会長は、地域協議会又は再編事業者が第6項の返納を第5項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第6項の期日に第6項の書面の提出を県協議会長が受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会又は再編事業者への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、関東農政局長からるべき措置について指示を受け、その指示の内容について県協議会の総会の議決を得て、実施しなければならない。

9 第1項又は第6項により返納があった県協議会は、速やかに関東農政局長へ報告し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

#### （事業の中止又は廃止）

第16条 第7条第5項により取組計画書兼取組参加者助成金申請書の承認を受けた取組参加者は、事業の遂行が困難になった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに承認を受けた地域協議会又は県協議会に提出してその指示を受けなければならない。

2 第5条第3項により地域事業計画の承認を受けた地域協議会及び第6条第3項により集出荷・加工処理プランの承認を受けた再編事業者は、事業の遂行が困難となった場合には、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を速やかに県協議会へ提出してその指示を受けなければならない。

### 第3章 基金の管理

#### （基金の管理）

第17条 県協議会は、要綱第5の1の基金造成事業により造成した基金について攻めの農業実践緊急対策基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 県協議会は、基金を関東農政局長の承認を受けた県事業計画に係る県協議会が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の使途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。

3 県協議会は、第1項の基金から助成金を交付した事業実施主体ごとに助成金の交付対象となった取組の收支を明確にしておかなければならない。

4 県協議会は、第1項の基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。

5 県協議会は、前項の管理から果実が生じこととなった場合は、基金に繰り入れるものとする。

6 県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金にお残余があるときは、その国庫への返還手続等について関東農政局長の指示を受けるものとする。

### 第4章 報 告

(事業実施状況の報告)

第18条 地域協議会長等及び再編事業者は、別紙様式第8号により本事業の実施状況報告書を作成し、5月末日までに県協議会長に報告するものとする。

(事業の評価)

第19条 県協議会長は、実施要領第5の2の事業評価報告書の作成に当たっては、本事業に係る助成金の交付を受けた取組参加者及び共同申請者、地域協議会並びに再編事業者に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができるものとする。

第5章 雜 則

(事業期間)

第20条 本事業の事業期間は、実施要綱の施行日から平成28年3月31日までとする。

(財産の管理等)

第21条 県協議会及び地域協議会は、取組参加者及び共同申請者並びに再編事業者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第15条に準じて国に納付させることがある。

(帳簿の備付け等)

第22条 県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び再編事業者並びに取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 県協議会長は、必要に応じて、地域協議会長及び再編事業者に対し、協議会等助成金に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第23条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、関東農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。